

## OPRO Club 提供約款

本OPRO Club提供約款（以下「本約款」という）は、株式会社オプロ（以下「オプロ」という）とそのパートナー（以下「パートナー」という）の間の、オプロがパートナーに対して提供するOPRO Clubサービス（以下「本サービス」という）に関して適用されます（以下、本サービスにかかる契約を「本契約」という）。

### 第1条（目的）

本約款は、オプロ製品の普及および販売促進のため、オプロがパートナーに対して提供するサービスにつき定めることを目的とします。

### 第2条（本サービス）

オプロはパートナーに対して、双方合意したオプロの製品、OPSS及びサービスを提供します。

2. 本サービス提供の時期、方法等の具体的内容については、オプロパートナー別途協議して定めます。

### 第3条（サービス利用料）

パートナーはオプロに対して、本サービスの対価として、年間利用料金を、各1年間の契約期間満了の1ヶ月前までにオプロの指定する銀行口座に、それにかかる消費税とともに、振込み支払うものとします。その銀行手数料はパートナーの負担とします。

### 第4条（本契約の解約）

オプロ及びパートナーは、相手方が本約款に違反した場合、相手方に書面で相当の期間を定め催告し、相手方がその期間にその違反を是正しないときは、直ちに本契約を解約することができます。但し、オプロはパートナーから受領した年間利用料金の返還義務を負わないものとします。

2. オプロ又はパートナーは、相手方が業務に支障のある強制執行もしくは保全処分又は競売申立があったとき、破産、民事再生手続、会社更生手続またはそれに類する申立があったとき又は清算に入ったとき、不渡りなど資産状態が悪化し又はその虞があると認められるとき、監督官庁より営業の停止、取り消しなどの処分を受けたとき、会社形態や株主に大幅な変動があったときには、相手方に通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。

### 第5条（有効期限）

本サービスの有効期間はオプロがパートナーの注文書に対して注文請書を発行した日から1年間有効とします。但し、いずれかの当事者が相手方当事者に対して期間満了の3ヶ月前までに書面で反対の意思を表示しない限り本サービスは自動的に更新され、同一の条件で更に1年間継続するものとし、その後も同様とします。

### 第6条（守秘義務）

いずれの当事者も、本契約の内容および本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって機密情報であると指定されたものについては、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本契約の有効期間中のみならず、その終了後3年間は第三者に開示または漏洩しないものとします、次の各号の一に該当する情報については、この限りではないものとします

- (1) 一般に入手可能な情報
- (2) 取得時に既に保有していた情報
- (3) 第三者から秘密保持を使用することなく適法に入手した情報
- (4) 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報

### 第7条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関し生じた疑義については、両者信義に従い、誠実に協議の上これを解決するものとします。

### 第8条（管轄裁判所）

本契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上